（別紙 1）

週休２日確保工事等の試行に関する特記仕様書（発注者指定型）

（対象）

第１条　本工事は、愛媛県森林局週休２日確保工事等試行要領（以下、「要領」という。）に基づく週休２日確保工事（発注者指定型）の試行対象工事である。

（対象工事）

第２条　受注後、受注者は発注者と協議のうえ次の取り組みに変更することができる。なお、担い手確保の目的に鑑み、可能な限り週単位（完全週休２日）の週休２日確保工事に取り組むものとする。

（１）週単位（完全週休２日）の週休２日確保工事
（２）月単位の週休２日確保工事
（３）週単位（完全週休２日）の週休２日交替制工事
（４）月単位の週休２日交替制工事
（５）通期の週休２日交替制工事

（現場閉所日の確保）

第３条　受注者は、原則として、対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。

２　受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振り替えを行うことができる。なお、週単位（完全週休２日）の週休２日確保工事において、土日に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、１週間に２日間以上の現場閉所を行うものとする。また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週７回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休２日を達成しているとみなす。

３　受注者は、現場閉所日には、元請け、下請けを含め、現場での作業を一切行ってはならない。ただし、以下のものは除く。

（１）異常気象時等の緊急時の対応であるもの。
（２）現場見学会等、現場を公開するもの。
（３）発注者の指示によるもの。

（実施方法）

第４条　工事請負契約書第３条に基づき受注者が提出する工程表は、通期の週休２日確保を反映したものにしなければならない。

２　受注者は、要領第３条第２項により取り組みを変更する場合は、工事着手日までに工事打合せ簿により発注者と協議しなければならない。変更した場合は次のとおり実施することとする。

（１）週単位（完全週休２日）又は月単位の週休２日確保工事
　工事請負契約書第３条に基づき受注者が提出する工程表は、週単位（完全週休２日）又は月単位の週休２日確保を反映したものとする。

（２）週単位（完全週休２日）、月単位又は通期の週休２日交替制工事
　受注者は、週単位（完全週休２日）、月単位又は通期の週休２日交替制工事を実施する場合、各取り組みに応じた技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日の確保状況を証明する方法を具体的に記載した施工計画書を発注者に提出するものとする。

３　受注者は、工事途中に工事打合簿に理由を記載し通知することで、週休２日の取り組みを次のとおり変更することができる。

（１）週単位（完全週休２日）の週休２日確保工事は、月単位若しくは通期の週休２日確保工事又は週単位（完全週休２日）、月単位若しくは通期の週休２日交替制工事に変更することができる。

（２）月単位の週休２日確保工事は、通期の週休２日確保又は月単位若しくは通期の週休２日交替制工事に変更することができる。

（３）通期の週休２日確保工事及び月単位の週休２日交替制工事は、通期の週休２日交替制工事に変更することができる。
（４）週単位（完全週休２日）の週休２日交替制工事は月単位又は通期の週休２日交替制工事に変更することができる。

４　受注者は、工事看板等で週休２日確保工事又は週休２日交替制工事である旨を周知するものとする。

５　受注者は、要領第４条第２項により、現場閉所日の振り替えをする場合は、工事打合簿によりその理由と振り替えを行う日を監督員に通知しなければならない。

６　発注者は、工事変更請負契約にあたっては、あらかじめ現場閉所率又は休日率を確認するものとする。なお、受注者は、工事日報やＫＹ活動日誌等確認に必要な資料を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。

７　受注者は、工事途中に週休２日確保工事又は週休２日交替制工事を取りやめる場合は、理由を記載した工事打合簿を提出し、監督員の承諾を得なければならない。

（費用の計上）

第５条　週休２日にかかる費用計上は実施しないものとする。

（アンケート調査等）

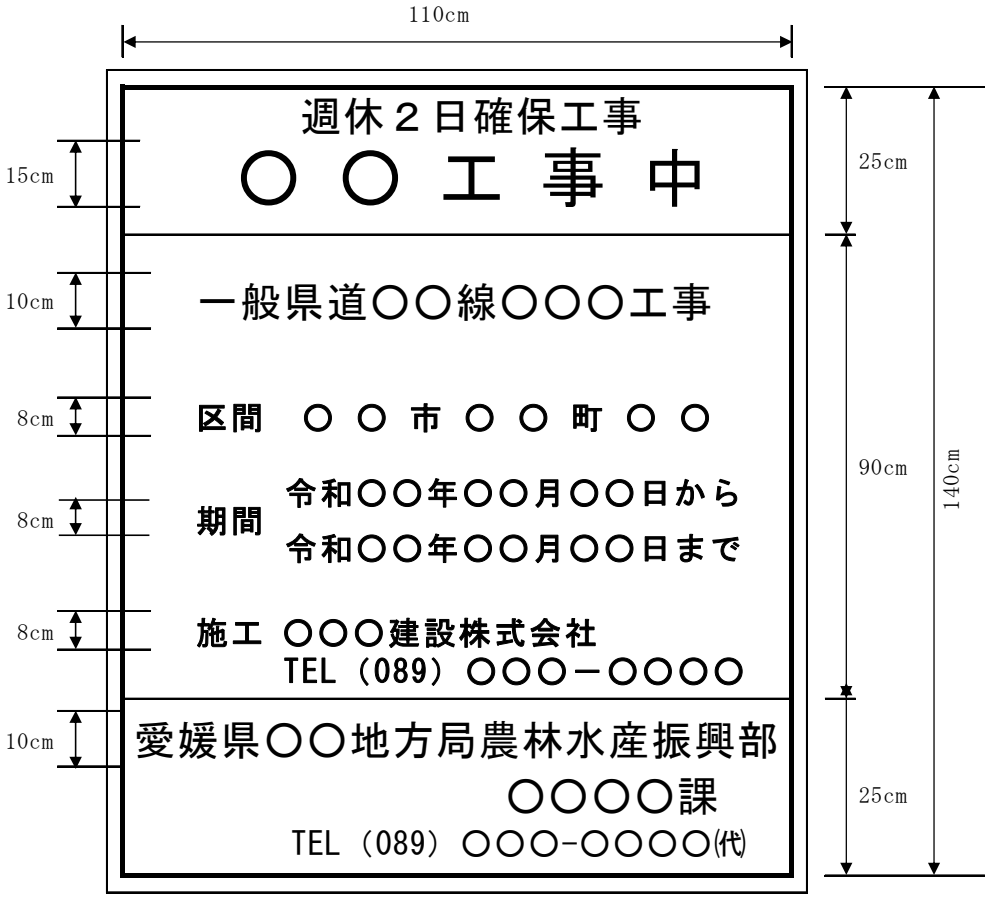
第６条　発注者が週休２日確保工事に関するアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

（その他）

第７条　この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

（参考　「週休２日確保工事」工事看板の例）





（参考　「週休２日交替制工事」工事看板の例）



